

足立区環境学習施設運営委託 公募型プロポーザル方式による事業者の募集に関する質問書に対する回答書

令和8年 7月13日

1 項目と内容

No.	頁	項目（タイトル）	質問内容	回答内容
1	1	開館日・開館時間	本業務の開館日は、年末年始および足立区生涯学習総合施設の休館日を除き、土日祝日を含めて原則午前9時から午後5時まで開館する理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
2	2	講座回数の整理	体験型啓発事業の年間80講座以上、保育所・保育園・幼稚園への出張講座年間40回程度、展示スペース内での短時間ワークショップは、それぞれ別枠で実施する理解でよろしいでしょうか。また、展示スペース内ワークショップは80講座に含めない理解でよろしいでしょうか。	体験型啓発80講座、幼児向け出張講座40回及び展示スペース内の短時間ワークショップはそれぞれ別枠での実施となります。また、展示スペース内のワークショップは体験型啓発80講座には含みません。
3	2	年間80講座の内訳	年間80講座以上について、「環境意識啓発講座」「自然体験プログラム」「教育機関向け啓発事業」の各分野ごとの最低実施回数または目安はありますでしょうか。	各分野について最低実施回数を設けてはおりませんが、教育機関向け啓発事業（職場体験）は学校から依頼があった場合のみです。二酸化炭素排出実質ゼロ等の環境問題や生物多様性等の分野をまんべんなく実施をお願いいたします。
4	2	同一講座の算定	同一内容の講座を日程または会場を変えて複数回実施した場合、それぞれ1講座として計上できる理解でよろしいでしょうか。また、同一日に短時間プログラムを複数回実施する場合の算定基準があればご教示ください。	同一内容の講座を日程や会場を変えて複数回実施した場合、受講者が異なるため、それぞれを1講座としてカウントして問題ございません。同一受講者で2日制の場合は、2日で1講座としています。短時間プログラムを複数回実施する場合は、原則として、1講座1時間半から2時間程度としておりますので、1回あたり所要時間により、複数回分をまとめて1講座と計算しています。ご不明な点をご相談いただければと思います。
5	2	区内公共施設の予約	受託者が行う仮予約の対象施設、予約方法、予約可能時期、施設使用料の減額・免除申請の具体的な流れをご教示ください。また、減額・免除とならない施設を使用する場合、当該費用は受託者負担となるのでしょうか。	受託者には各施設への仮予約の電話を行っていただき、仮予約状況を発注者に報告していただきます。発注者が本予約及び減免・免除申請を行い、減免申請書を受託者に送付いたします。なお、減免・免除とならない施設を使用する場合の費用は受託者負担となります。
6	2	講師謝金・教材費等	講師謝金、交通費、教材費、材料費、運搬費等は受託者負担と理解しておりますが、参加者から徴収可能な実費相当額の範囲、上限、徴収方法に指定はありますでしょうか。また、徴収した材料費等の会計処理・報告方法に指定があればご教示ください。	参加者（受講者）が負担する受講料は、材料費実費相当分のみとし、上限、徴収方法に指定はありません。会計処理に指定はありませんが、年間業務報告書では、講座開催費用として、講師料、材料費、受講者負担金等の記載があります。

足立区環境学習施設運営委託 公募型プロポーザル方式による事業者の募集に関する質問書に対する回答書

No.	頁	項目（タイトル）	質問内容	回答内容
7	3	Googleフォーム等	Google Workspaceの指定エディション、EU所在データセンター設定、監査ログ取得、二段階認証等の要件は必須でしょうか。また、同等以上のセキュリティ対策を講じた別システムでの運用は認められますでしょうか。	説明書に記載のあるとおり、必須事項となります。個人情報保護評価委員会に付議して決定された案件であり、同等以上のセキュリティ対策を講じた別システムでの運用は認められません。
8	4	保育所等へ出張講座	実施先の募集、申込受付、日程調整、実施内容の調整は受託者が主体となっていく理解でよろしいでしょうか。また、募集の結果、申込数が年間40回程度に満たない場合の取扱いをご教示ください。	実施先（保育園及び幼稚園）への周知については、発注者で行い、申込受付・日程調整・実施内容の調整は受託者に行っていただきます。申込数が年間40回に満たない場合の取扱いについてですが、例年約200園に周知しており、申込数が40回に満たないことは想定しておりませんが、40園決定後、対象の園での感染症等による日程変更が生じた場合は、再度日程調整し、40園分の講座開催は行っていただきます。
9	5	廃材を使った作品の展示会に関する業務	募集にあたっては区の広報等を活用することは可能でしょうか。	可能です。
			表彰制度の創設は、発注者が行うと理解してよろしいでしょうか。	受注者で実施となります。
			応募者に対しノベルティ（参加賞）や入賞者に対する記念品等は受注者が用意（経費負担）するのでしょうか。	お見込のとおりです。
			区長賞を設けることは可能でしょうか。	受注者独自の企画になるため、区長賞は設けられません。
10	5	展示機器・デジタル展示	液晶ディスプレイ、タッチパネル、タブレット等を利用した展示について、発注者所有の既存機器の範囲、受託者が新規に用意すべき機器の有無をご教示ください。また、展示コンテンツの制作費、更新費、通信費、機器故障時の修理費等の負担区分をご教示ください。	現時点では受託者が用意すべき機器はありません。現行の機器を使用していただきます。追加で機器が必要な場合は受託者の負担となります。また、基本運用に関する経費は受託者の負担となりますが、故障等の修繕金額が高額な場合は発注者と協議のうえ決定したいと思います。
11	5	触れる地球 SPHERE	機器本体および関連機器は発注者所有と理解しておりますが、会員登録費、通信費、保守費、故障時の修理費、消耗品費等の負担区分をご教示ください。	基本、受託者での費用負担となります。故障等の修繕金額が高額な場合は発注者と協議のうえ決定したいと思います。

足立区環境学習施設運営委託 公募型プロポーザル方式による事業者の募集に関する質問書に対する回答書

No.	頁	項目（タイトル）	質問内容	回答内容
12	6	定期情報紙の配布・郵送	定期情報紙は毎月約3,000部を作成することとされていますが、配布先、配布部数、仕分け方法、配送・郵送方法は発注者から指定されるのでしょうか。また、配布・郵送に係る費用はすべて受託者負担との理解でよろしいでしょうか。	配布部数や仕分け方法は発注者が指示いたします。各区施設への発送については、発注者の交換便を使用するため費用はかかりません。仕分けした部数を発注者へ納付する等の費用は受託者負担となります。
13	7	研修室等の利用受付業務	（ア）「当業務」とありますが、受託業務を行うにあたって生涯学習総合施設研修室をお借りして実施するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
			（イ）「発注者へ利用登録を行った登録団体」とありますが、登録団体の定義について確認させてください。 ①施設貸出の利用上限はございますか。	一室の貸出を想定し、利用人数は規定に従ってください。
			②登録団体はこれから新設されるものなのでしょうか、既存の団体であれば活動実績を伺いたいです。	登録団体はこれからガイドライン策定し、新設となります。
			③登録団体が予約を行う際、目的外利用が疑われる場合などに環境情報プラザが現場で貸出の可否を判断することはできますか。	貸出の可否は発注者の判断となります。
			施設予約の手続きや実際の運用についても確認させてください。 ①貸出を行うにあたり、施設予約の受付開始日の規定がありませんが、一般団体と同じ3カ月前からの貸出受付になるのでしょうか。それとも、区の施設予約と同様半年前などからの貸出受付になるのでしょうか。	受付開始日は一般団体と同じ3カ月前からの貸出となります。
			②貸出を行う足立区生涯学習総合施設とは、足立区生涯学習センターだけを指すということでしょうか。それとも、区内の地域学習センターの施設も含むのでしょうか。	生涯学習センターだけを想定しております。
			③ 研修室等は夜間も貸出を行っていますが、夜間に利用する際や複数日利用する際、鍵を登録団体に預けないで事務所に保管するということは夜間利用の場合職員が常駐する必要があるということでしょうか。	貸出時間は環境情報プラザ開館時間までとします。また、複数日利用は想定していません。

足立区環境学習施設運営委託 公募型プロポーザル方式による事業者の募集に関する質問書に対する回答書

No.	頁	項目（タイトル）	質問内容	回答内容
14	7	展示スペース内でのワークショップの実施	Aフェスタやしょうぶまつりなどの区の大型イベントにワークショップ出展する際に展示スペース内でのワークショップを見合わせることは可能でしょうか。	可能です。
			展示スペース内でのワークショップは、一部平日に振り替えることは可能でしょうか。	集客が見込めるようであれば変更は可能とします。
			「原則毎週末（土・日・祝）に1回以上」とは、週単位で1回以上なのか、土曜日・日曜日・祝日それぞれに1回以上なのか、ご教示ください。	週単位で1回以上の実施を想定しております。
15	7	履行期間	「令和9年4月上旬」とありますが、4月1日と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
16	7	廃食油およびリチウムイオン電池など小型充電式電池の回収業務	受託者が行う業務範囲は、受付・回収・一時保管・実績作成・月1回の報告までとの理解でよろしいでしょうか。また、回収後の搬出、処分、専門業者の手配および処分費用は発注者側の対応となるのでしょうか。	受託者の業務範囲はお見込のとおりです。持込物の回収等は各所管（ごみ減量推進課及び足立清掃事務所）が対応いたしますので、回収に伺った際はご対応をお願いいたします。
17	10	常時2名配置と外部講座	外部会場での講座や保育所等への出張講座を実施する時間帯も、環境学習施設内には別途2名以上を常駐させる必要がある理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
18	10	主任専門員等の位置付け	主任専門員、業務責任者、業務副責任者はいずれも「従業員」から配置・選任する記載ですが、主任専門員は施設を統括する現場配置職員、業務責任者および業務副責任者は受託者側の管理・連絡責任者として選任する者との理解でよろしいでしょうか。また、業務責任者および業務副責任者は常時施設内に常駐する必要はない理解でよろしいでしょうか。なお、業務責任者と業務副責任者は別の者を選任する理解でよろしいでしょうか。	主任専門員は展示スペースや講座等の担当で、業務責任者及び業務副責任者はいわゆる館長及び副館長の立ち位置となりますため、必ずどちらかが責任者として施設内に常駐する必要があります。したがって、それぞれ別の方を選任する必要があります。
19	10	解説員の資格・経験要件	解説員について、説明書に例示されている資格を有していない場合でも、環境学習施設の運営、自然観察、環境講座、区民向け啓発事業等の実務経験により、同等の能力を有する者として配置することは可能でしょうか。	同等の能力を有する者を配置する場合、当該契約期間中の業務の評価委員会までに説明書に例示されている資格の取得をお願いいたします。

足立区環境学習施設運営委託 公募型プロポーザル方式による事業者の募集に関する質問書に対する回答書

No.	頁	項目（タイトル）	質問内容	回答内容
20	10	業務責任者の配置	「また施設を統括する主任専門員」と「業務責任者」の相違についてご教示ください。	主任専門員は展示スペースや講座の責任者で、業務責任者は館長にあたります。
			解説員の中から1名を「主任専門員」として選定すると理解してよろしいでしょうか。施設を統括する、いわゆる館長が「施設責任者」＝「業務責任者」との理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
21	11	主任専門員の常駐・代替	主任専門員は年間を通じて1名を配置するものと理解しておりますが、土日祝日も開館するため、本人が全開館日・全時間帯に常駐する必要はない理解でよろしいでしょうか。不在時は同等の知識・経験を有する解説員または配置職員が対応する体制で差し支えないでしょうか。	主任専門員不在時は、同等の知識・経験を有し、対応できる体制があれば、差し支えありません。
22	11	主任専門員と常時2名・解説員	主任専門員が施設内で勤務する場合、常時2名以上の配置人員に含めて差し支えないでしょうか。また、主任専門員が自然解説等に必要な専門知識・実務経験を有する場合、開館時間中に常時配置する解説員を兼ねることは可能でしょうか。	主任専門員を含めての配置及び解説員を兼ねることは可能です。展示スペースと事務室は離れているため、昼休憩中なども考慮し、窓口や電話対応に支障がでない配置が必要です。
23	15	賠償責任保険証券	参加表明書提出時の「賠償責任保険証券の写し及び相当内容のわかるもの」について、参加表明時点では事業者が現在加入している賠償責任保険の証券写しまたは補償内容の分かる資料を提出することよろしいでしょうか。また、契約締結後に本業務に必要な補償内容へ加入予定の場合、保険見積書または加入予定内容の提出でも差し支えないでしょうか。	参加表明時点での事業者が加入している賠償責任保険の証券の写し及び補償内容がわかる資料の提出をお願いいたします。